

規制対象事項チェックリスト

129 製造等禁止物質

1. [1]黄りんマッチ、[2]ベンジジンおよびその塩、[3]四 アミノジフェニルおよびその塩、[4]アモサイト、[5]クロシドライト、[6]四 ニトロジフェニルおよびその塩、[7]ビス(クロロメチル)エーテル、[8]ベータ ナフチルアミンおよびその塩、[9]ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの、[10][2]から[8]までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他のものを試験研究のために製造し、輸入し、または使用する場合は、特定化学物質等障害要望規則 46 条に定める所定の手続きを経て所轄都道府県労働局長の許可を受けている。